

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が やむを得ない事由により欠如した場合の取扱いについて

1 制度の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく療養介護等を提供するにあたっては「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に基づき、また、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を提供するにあたっては、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に基づき、実務経験要件及び研修修了要件をいずれも満たす者をサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）として配置することとされています。

しかしながら、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた指定障害福祉サービス事業所等にあつては、当該事由の発生した日から1年間は、実務経験を満たしていれば、研修修了要件を満たしているものとみなし、サービス管理責任者等として配置できるとされています。

2 やむを得ない事由について

やむを得ない事由として認められるのは、「事業所（法人）側が事前に予見できないサービス管理責任者等の都合によるもの」に限られます。

（やむを得ない事由として認められる例）

- サービス管理責任者等が死亡、失踪した場合
- サービス管理責任者等が病気や怪我などにより急遽休職または退職した場合
- 災害等により研修が中止（延期は除く）となり、期間内に研修を受講することができなかった場合

（やむを得ない事由として認められない例）

- 法人の定例人事異動、定年退職
- 事業所（法人）側のハラスメント行為が原因となって休職等となった場合
- サービス管理責任者等が就業規則に定める所定の期限までに退職を申し出ている場合

3 やむを得ない事由の認定に係る具体的な取扱い

サービス管理責任者等の変更に係る変更事項届出書に、「やむを得ない事由によるサービス管理責任者等の変更に係る申出書」やその根拠資料を添付してください。内容を確認し、やむを得ない事由として認定するか連絡します。

(1) やむを得ない事由と認定した場合

1年以内に実務経験要件及び研修修了要件のいずれも満たした方を配置してください。

(2) やむを得ない事由と認定できない場合

サービス管理責任者欠如減算等や個別支援計画未作成減算が適用される可能性があります。また、これらの減算が適用されない場合であっても、人員基準や運営基準に違反した状態であり不適切です。法令に則り、休止等の指導を行う場合があります。